

V 参考 数字で見る中山間地域の課題

条件不利地域

可住地面積

	可住地面積 (km ²)	総面積 (km ²)	可住地面積割合
浜松市全域	475.90	1,558.04	30.54%
中山間地域	112.75	1,065.04	10.59%
天竜地域	32.17	181.65	17.71%
春野地域	20.12	252.17	7.98%
佐久間地域	13.84	168.53	8.21%
水窪地域	8.37	271.28	3.08%
龍山地域	4.15	70.23	5.91%
引佐地域	34.10	121.18	28.14%
中山間地域以外	363.15	493.00	73.66%

※総面積：浜松市統計書(平成25年版)による。

※可住地面積：平成16年固定資産税に関する概要調書(平成16年1月1日現在)による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐地域は旧引佐町全域。

過疎化

国勢調査から見た人口推移(上段)と5年前からの増減率(下段)

	昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
浜松市全域	461,173	494,327	555,144	568,214	598,076	631,284	672,261	698,982
		7.19%	12.30%	2.35%	5.26%	5.55%	6.49%	3.97%
中山間地域	94,512	97,039	116,647	96,769	88,238	76,021	69,155	65,627
		2.67%	20.21%	-17.04%	-8.82%	-13.85%	-9.03%	-5.10%
天竜地域	31,184	31,461	33,844	31,122	30,438	27,716	26,451	25,126
		0.89%	7.57%	-8.04%	-2.20%	-8.94%	-4.56%	-5.01%
春野地域	14,625	15,187	14,683	14,344	12,548	10,531	9,170	8,437
		3.84%	-3.32%	-2.31%	-12.52%	-16.07%	-12.92%	-7.99%
佐久間地域	17,296	17,607	26,671	18,858	16,351	13,213	10,657	9,729
		1.80%	51.48%	-29.29%	-13.29%	-19.19%	-19.34%	-8.71%
水窪地域	8,502	9,122	10,947	9,582	8,961	7,339	6,422	5,803
		7.29%	20.01%	-12.47%	-6.48%	-18.10%	-12.49%	-9.64%
龍山地域	4,690	5,636	12,345	5,929	4,288	2,808	2,362	2,082
		20.17%	119.04%	-51.97%	-27.68%	-34.51%	-15.88%	-11.85%
引佐地域	18,215	18,026	18,157	16,934	15,652	14,414	14,093	14,450
		-1.04%	0.73%	-6.74%	-7.57%	-7.91%	-2.23%	2.53%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平均 S35~H22	増減率 S35~H22
浜松市全域	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866		40.94%
		4.19%	3.19%	2.04%	2.54%	2.25%	3.51%	
中山間地域	63,457	60,677	58,787	56,231	52,079	47,742		-50.66%
		-3.31%	-4.38%	-3.11%	-4.35%	-7.38%	-6.77%	
天竜地域	25,008	24,519	24,113	23,747	22,122	20,779		-33.23%
		-0.47%	-1.96%	-1.66%	-1.52%	-6.84%	-3.92%	
春野地域	7,877	7,372	6,897	6,414	5,866	5,178		-63.90%
		-6.64%	-6.41%	-6.44%	-7.00%	-8.54%	-9.63%	
佐久間地域	8,401	7,444	6,777	6,008	5,336	4,549		-75.88%
		-13.65%	-11.39%	-8.96%	-11.35%	-11.19%	-14.75%	
水窪地域	5,228	4,608	4,112	3,723	3,103	2,580		-73.07%
		-9.91%	-11.86%	-10.76%	-9.46%	-16.65%	-12.22%	
龍山地域	1,830	1,619	1,410	1,236	1,093	871		-85.31%
		-12.10%	-11.53%	-12.91%	-12.34%	-11.57%	-20.31%	
引佐地域	15,113	15,115	15,478	15,103	14,559	13,785		-18.60%
		4.59%	0.01%	2.40%	-2.42%	-3.60%	-5.32%	

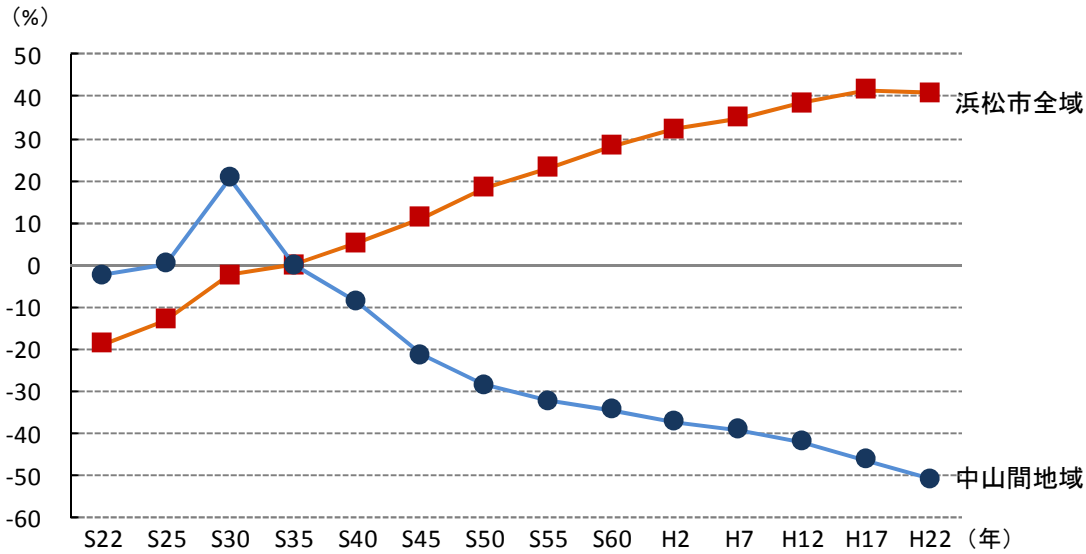
※各年10月1日現在の国勢調査による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐地域は旧引佐町全域。

単位：人(上段)

%(下段)

昭和35年を基準とした人口増減率



将来推計人口（上段）と5年ごとの増減率（下段）

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	増減率 H22～ H57
浜松市全域	800,866	796,490	784,867	768,049	747,511	723,542	694,887	664,406	-17.04%
北区	94,680	93,887	92,412	90,442	88,015	84,933	80,845	76,322	-19.39%
天竜区	33,957	30,311	26,821	23,567	20,571	17,785	15,099	12,619	-62.84%
		-0.55%	-1.46%	-2.14%	-2.67%	-3.21%	-3.96%	-4.39%	
		-0.84%	-1.57%	-2.13%	-2.68%	-3.50%	-4.81%	-5.59%	
		-10.74%	-11.51%	-12.13%	-12.71%	-13.54%	-15.10%	-16.42%	

※浜松市の将来推計人口(平成25年3月推計)による。

単位: 人(上段)

%(下段)

少子化

住民基本台帳から見た若齢人口（14歳以下人口）比率の状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H18とH26 の比較
浜松市全域	14.40%	14.30%	14.27%	14.21%	14.11%	14.06%	13.97%	13.94%	13.84%	-0.56
中山間地域	10.09%	9.59%	9.27%	9.01%	8.78%	8.58%	8.31%	8.27%	8.10%	-1.99
天竜地域	11.34%	10.75%	10.51%	10.36%	10.24%	10.60%	9.80%	9.82%	9.65%	-1.69
春野地域	9.78%	9.47%	8.84%	8.52%	7.86%	7.63%	7.32%	7.28%	6.81%	-2.97
佐久間地域	7.43%	7.13%	6.62%	6.37%	5.96%	5.69%	5.50%	5.21%	5.06%	-2.37
水窪地域	7.99%	7.15%	6.89%	6.32%	5.73%	6.08%	5.59%	5.24%	5.32%	-2.67
龍山地域	7.77%	6.96%	6.06%	4.73%	4.60%	4.47%	4.51%	4.10%	3.36%	-4.41
引佐対象地域	9.69%	9.42%	9.23%	8.73%	8.88%	8.06%	7.69%	7.73%	7.63%	-2.06

※各年4月1日現在の住民基本台帳による。ただし、平成24年7月9日以前(住民基本台帳法の改正以前)は、日本人住民のみを集計。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

高齢化

住民基本台帳から見た高齢人口（65歳以上人口）比率の状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H18とH26 の比較
浜松市全域	20.41%	21.03%	21.53%	22.07%	22.61%	22.82%	23.28%	23.64%	24.52%	4.11
中山間地域	34.28%	35.22%	35.71%	36.14%	36.77%	36.97%	37.31%	38.01%	39.15%	4.87
天竜地域	28.69%	29.54%	30.03%	30.31%	30.90%	31.01%	31.28%	31.71%	32.93%	4.24
春野地域	38.11%	38.97%	39.37%	39.88%	40.60%	40.64%	41.32%	42.63%	44.00%	5.89
佐久間地域	46.28%	47.29%	48.21%	49.04%	49.74%	50.51%	50.71%	52.08%	53.05%	6.77
水窪地域	42.43%	44.78%	45.55%	46.99%	48.57%	49.12%	49.69%	51.50%	52.31%	9.88
龍山地域	43.02%	44.26%	46.39%	48.87%	50.78%	51.25%	51.35%	53.80%	56.59%	13.57
引佐対象地域	33.73%	34.46%	34.58%	34.84%	35.00%	35.48%	36.24%	36.87%	38.13%	4.40

※各年4月1日現在の住民基本台帳による。ただし、平成24年7月9日以前(住民基本台帳法の改正以前)は、日本人住民のみを集計。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

中山間地域の世帯の状況

	人口	うち高齢者数		世帯数	うち高齢者のみ 世帯		うち高齢者 一人暮らし世帯	
		(人数)	(割合)		(世帯数)	(割合)	(世帯数)	(割合)
浜松市全域	810,847	198,829	24.52%	322,755	-	-	37,794	11.71%
中山間地域	35,817	14,022	39.15%	14,107	5,047	35.78%	2,683	19.02%
天竜地域	20,073	6,611	32.93%	7,584	2,185	28.81%	1,134	14.95%
春野地域	4,993	2,197	44.00%	1,896	730	38.50%	390	20.57%
佐久間地域	4,209	2,233	53.05%	1,978	1,016	51.37%	562	28.41%
水窪地域	2,424	1,268	52.31%	1,160	587	50.60%	328	28.28%
龍山地域	774	438	56.59%	359	181	50.42%	98	27.30%
引佐対象地域	3,344	1,275	38.13%	1,130	348	30.80%	171	15.13%

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

中山間地域の集落の状況

	集落数	55歳以上人口が 50%を超える 集落数	65歳以上人口が 50%を超える 集落数	65歳以上人口が 70%を超える 集落数	1集落あたりの 平均世帯数
浜松市全域	-	-	-	-	-
中山間地域	337	257	128	40	41.9
天竜地域	80	38	14	2	94.8
春野地域	41	41	13	3	46.2
佐久間地域	37	36	28	7	53.5
水窪地域	33	31	24	10	35.2
龍山地域	34	32	27	9	10.6
引佐対象地域	112	79	22	9	10.1

※平成26年4月1日現在の住民基本台帳による。

※天竜地域は旧天竜市、引佐対象地域は旧鎮玉村及び旧伊平村。

※地域によっては集落を自治会単位で捉えているものと、自治会内の班・組などの単位で捉えているものがある。

【コラム2】中山間地域の中にある、指定地域について

本市の中山間地域の中には、色々な法令で指定された地域があります。以下にその代表的なものについて記載します。

過疎地域

人口流出の激しい地域として、過疎地域自立促進特別措置法により指定された地域です。国勢調査人口から一定期間の人口減少率を算出し、一定以上の減少率の地域を国が政令で指定します。本市では、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町、旧龍山村の地域が指定されています。

指定を受けた「過疎地域」では、自治体が過疎対策事業を行う場合、地方債（過疎債）を発行することができ、その過疎債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

振興山村地域

林野面積の比率が高く、生活条件に恵まれない地域として、山村振興法で指定された地域です。この区域は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、都道府県知事の申請に基づいて、国土審議会の意見を聞いて、指定しています。本市では、旧天竜市の一部、旧春野町、旧佐久間町の一部、旧水窪町、旧龍山村、旧引佐町の一部が指定されています。

指定を受けた「振興山村地域」で、山村振興施策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率の嵩上げ、採択要件の緩和、融資制度などの優遇措置などの制度が設けられています。

辺地

特に不便な地域として、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律」により指定された地域です。要件として、地域の中心を含む5km²の面積の中に50人以上を有し、かつ一定の法則に従い道路状況、公共施設の立地、飲み水の状況などから生活環境を点数化し、一定以上の点数（辺地度）の地域を、概ね集落単位で「辺地」と認定します。本市では36の地域が辺地に指定されています（H27.3.31現在）。

指定を受けた「辺地」で、自治体が道路整備や公共施設整備などの辺地対策事業を行う場合、地方債（辺地債）を発行することができ、その辺地債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

豪雪地帯

降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害される恐れがある地域として、豪雪地帯特別措置法により指定された地域です。この区域の指定は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の程度その他の事情を勘案して、政令で定める基準に従い、かつ国土審議会の意見を聴いて、行っています。本市では、水窪町全域が指定されています。

指定を受けた「豪雪地帯」で、豪雪地帯対策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率等の嵩上げ、採択要件の緩和、地方交付税の割増参入などの優遇措置が設けられています。

【コラム3】国の施策

まち・ひと・しごと創生法（抄）《H26.11.21 成立》

第1条 目的

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

第2条 基本理念

- ① 国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ② 日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③ 結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④ 仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤ 地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥ 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦ 国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するように努める

【コラム4】地方創生に向けた各省の集落等将来ビジョン

国土交通省・・・小さな拠点づくり

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、新しい集落地域の再生を目指す取り組み。



農林水産省・・・美しく活力ある農山漁村

農山村の所得を確保し、移住・定住を実現するため、複数集落（小学校区・大字等）の単位で、地域住民の話し合いによって地域の将来ビジョンを作成するとともに、計画的な施設整備や地域を担う組織インフラ等による下支えにより、基幹集落への機能集中と集落間のネットワークの形成を図る取り組み。



総務省・・・集落ネットワーク圏

基幹集落を中心として、複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、地域住民が中心となって組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定し、「生活の営み」と「生産の営み」を確保するための取り組み。



文部科学省

- ・ 地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする
 - ・ 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- これらを実現するため、以下の取り組みを実施。

教育・文化・スポーツを核とした地方創生

…地方大学など学校を核とした地方創生、文化を起爆剤とする地方創生、スポーツによる地方創生

科学技術による地域活性化・新産業創出

安心な教育環境の整備

…教育費負担の軽減、地域の核となる活力ある学校づくりへの支援